

「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」を受講したみなさまへ

CCUS カードをすでに取得し、特別講習受講後、レベル判定申請を行っていない方へ技能者 ID 等登録のご案内（判定手数料等が 4 月以降も無料となるためのご案内）

【 目 的 】

2019 年 11 月～2020 年 2 月にかけて（一財）建設業振興基金〔以下振興基金という〕又は企業・団体等が主催する特別講習を受講し、無料で建設キャリアアップカード（CCUS カード）のレベルアップ申請を行えるにも関わらず、受付期限までに申請に至らなかった方が少なくありませんでした。この中には建設キャリアアップカードの発行に時間を要したため間に合わなかった方や、能力評価実施団体によるレベル判定受付の開始が遅くなったなど自らの責によらない方が少なからずいらっしゃることから、判定手数料等を無料とする期間を 7 月末まで延長する措置が講じられることとなりました。

4 月以降は建設技能者能力評価制度推進協議会が運営するレベル判定システムが稼働し、レベルアップ申請は全て WEB システムに 1 本化されたことから、特別講習修了者で手数料が無料の方かどうかを判定する必要があるため、特別講習受講者の方はまず「特別講習受講済の登録」を済ませた後に、レベル判定システムの申請を行ってください。

（注）レベル判定システムへの申請は建設キャリアアップシステムに事業者登録された所属事業者等が行う必要があります。「特別講習受講済の登録」もレベル判定申請を行う所属事業者等が登録してください（「特別講習受講済の登録」は技能者本人が登録することも可能です）。

なお、「特別講習受講済の登録」に当たっては建設キャリアアップカード（＝技能者 ID）の発行を受けていることが前提となります。

【 具体的な手続き方法 】

1. 振興基金ホームページより、特別講習の修了者であること（技能者 ID 含）の登録を行う。

「特別講習受講済の登録」はこちら

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/tokuken>

2. 登録完了後、振興基金より「登録が完了しました」等の確認メールが必ず返信されます。登録内容と講習修了者データとが不一致となった場合、講習修了証の確認を求める旨のメールが届きますので案内に従ってください。

3. 最終的に「登録が完了しました」とのメールを受け取った方は、所属事業者（建設キャリアアップシステムに事業者登録済）に依頼してレベル判定システムへの申請を行ってください。

「レベル判定システム」はこちら

https://noryoku-hyoka.keg.jp/level_1.0.0/portal

（注）「特別講習受講済の登録」はレベル判定申請の判定手数料等を無料とするためのものです。

レベル 2～レベル 4 といった判定結果を保証するものではありません。